

健生食輸発0105第3号
令和6年1月5日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベトナム産きびのアフラトキシン)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和5年12月27日付け健生食輸発1227第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、ベトナム産きびのアフラトキシンについてモニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。